

## 社会科学と「環境」論

北 見 俊 郎

1. 「環境基本法」をめぐって
2. 公害問題と「環境」の対応
3. 「環境」の学的意味と史的性格
4. 社会科学と「環境」条件
5. 社会科学と「環境」論
6. おわりに

### 1. 「環境基本法」をめぐって

日本における「環境基本法」は1993年（平・5）11月12日に成立し、19日に公布・施行された。ここではこの「環境基本法」自体を論じようとするものでもなく、またそのあり方を問題にしようとするものでもない。つまり、わが国において一般的にとりあげられていると思われる「環境」、「環境問題」等の意味があいまいに取扱われてきたジャーナリズム・情報・行政等との問題点を考えておきたいと思う。この問題では後記にふれるが、とりあえず「環境基本法」の内容ではなく、内容的には、それは「自然環境基本法」であるので、「環境」の概念・理念・用語等を考えることが前提となる。

環境庁企画調整課編著の「環境基本法の解説」序文では次のように述べている。「環境基本法は、環境と人間とのよりよい関係をつくっていくための基本となる法律です。私たち人類は、地球という限られた環境の中で、環境の恵みを受けながら生きています。環境は、人類を含むすべての生物の生存基盤であるといえます。この環境が、人間の活動の結果、かつてない勢いで大きく変化しており、人類の生存そのものが脅かされつつあるといっ

ても決して過言ではありません。このような中で、この恵み豊かな環境を守り、次の世代に引き継ぐことは、私たちに課せられた大きな責務です。この責務をどのように果たしていくか、その道筋を描いたのが、環境基本法です。」<sup>1)</sup> というのである。

なお、同法の第1章総則の第1条（目的）は次のようである。「第1条、この法律は、環境の保全について、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とする。」とある。この第1章総則、第1条（目的）は「環境基本法に規定している事項をまとめて記述し『もって』の後にこの基本法の究極目的として①現在及び将来の国民の健康で文化的な生活に寄与すること、及び②人類の福祉

1) 環境庁企画調整局企画調整課編著「環境基本法の解説」（ぎょうせい発行）平成6年1月31日、環境庁企画調整局長、森仁美「序－発刊に寄せて」による。

に貢献することを規定したものである。なお、本法の趣旨は、環境庁長官の法案の国会提出に当り衆参両院の本会議において行った法案の趣旨説明において明らかにされている。<sup>2)</sup>と環境庁企画調整局が編著された「環境基本法の解説」にある。

上記の第1条にある「環境の保全に関する施策の基本となる事項」をはじめ、「総合的かつ計画的に推進」し、「健康で文化的な生活」(憲法第25条第1項『すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。』)のために「人間の尊厳にふさわしい生活」を確保し、「わが国を含む地球全体の環境の保全が図られ、人類の福祉に貢献する」<sup>3)</sup>ことを目的と示している。

こうした「環境基本法」の「環境」については「『環境』、『環境の保全』といった用語は、そもそも包括的な概念を指すものであり、諸法令において、また、さまざまな文献において、多様な意味に用いられている。環境基本法の対象とする『環境』の範囲についても、環境施策に関する社会的ニーズや国民的意識の変化に伴って変遷していくものといえる。」<sup>4)</sup>とある。

さらに「基本法の性格」については、例えば「教育基本法」その他に示されるように「『基本法』という名を冠しているのは、個別の具体的な法規制や法的措置を定めるよりも、むしろ国政に重要なウエイトを占める分野について、制度、政策に関する基本方針を明示することにより基本的政策の方向を示すことを主な内容とする法律であるという点に共通の性格を見いだすことができる。」<sup>5)</sup>とされている。

以上は、きわめて概要ではあるが「環境基

本法」の内容を「環境」という言葉との関係でとりあげてみた。重ねてふれておくべきことは、その法的意義の問題ではなく、自然環境の意味を「包括的」に巾広くあいまいな「環境論」と理解している「法的基本法」と理解させられる。ここでも、さきにふれたように法的構成の内容を問題にするのではなく、それ以前の「環境論」との関係を考えねばならぬことがある、という点だけを考えておきたい。

## 2. 公害問題と「環境」の対応

前節においては「環境基本法」の形成・意義・役割等についてふれると共に、それらを認めながら、「環境論」や「環境」という言葉のもつ学問的な意味と関連性をもたないままに「包括的な概念を指す」あいまいな法的概念を問題点としてとりあげた。くりかえすならば「ここでは法的な問題ではなく、『環境基本法』が、公害対策や自然環境保全を前提にし、かつ、日本における経済成長期前後からとりあげられた自然に対する保護が、やがて国際的にも、地球的規模において問われる過程が示されている。したがって……『環境基本法』の趣旨や内容が極めて有意義であり、しかもそれが『今後、環境基本法を新たな出発点として、また、これに魂を入れるべく、我が国が、さらには人類全体が持続可能な社会づくりという、大きな社会的変革に挑戦していかなければならない。』とすることは自然環境の問題点を解決することによって、大きな社会的変革をも行うという意味と思われる。」<sup>6)</sup>

周知のように、「環境基本法」が、公害対策や自然環境保全との関係で問われてきたのは、すでにふれたような戦後における経済成長期以降の問題ではなかったはずである。つ

2) 環境庁企画調整局企画調整課編著「環境基本法の解説」(同上) P. 115.

3) (同上) P.P. 115~117

4) (同上) P. 119

5) (同上) P. 118

6) 北見俊郎稿「『環境』の意義とターミナル問題」(『織田政夫博士還暦記念論文集』山県記念財団, 1995年3月) P. 5

まり、日本における公害問題の発生には、例えば1878年（明治11年）頃における足尾銅山の鉱害問題の発生をはじめ、1885年（明治18年）頃の別子銅山の亜硫酸ガスの問題が発生している。いわばこうした公害問題は明治以降における日本の資本主義発展上の諸問題でもあった。ただそれが「公害問題」として経済学・社会学、もしくは社会科学の分野から注目されるようになったのは、第二次世界大戦後、とりわけ昭和30年代から40年代にかけてであった。

こうして経済発展に伴う公害問題が「公害問題」として社会科学の分野から——特徴的な面は法的な問題から——問われるようになってきた。しかも一方においては自然科学の発展、生産力の拡充、消費等からの公害問題への対策として、一般的に「環境」の意義が問われ、環境の定義も「それは環境が自然そのものではなく、人間の社会の発展にともなって人間の手が加えられ変化しているためである。」<sup>7)</sup> さらに、都市の生活環境には二つの条件があるとし、「第一は、自然的生活環境である。すなわち、大気（気象・河川・森林・動植物などの理化学的・生物学的生活環境である。……第二は社会的生活環境である。この中でも重要なのは、都市の骨格をなすような社会資本、とくに住宅・街路・緑地帯・公園・上下水道・清掃施設などの社会的共同消費手段である。この社会的共同消費手段は都市生活に必須の施設であって、都市化とともに種類が多くなる傾向にある。また、建築物と町並みなどがつくりだす景観も、居住環境の質として重要な性格をもっている。都市の中は、この自然的社会的条件は渾然一体となって、アメニティ（良好な居住環境）をつくっているのである。このようにみえてくると、社会の発展、とくに都市化とともに環境が人工的かつ多面的になり、また歴史的に変化して

いることがわかる。つまり、環境には歴史性があるのである。」<sup>8)</sup> したがって人類の生存は、宇宙や地球の生態によって規制され、人間の経済活動が巨大化すると地球規模の環境問題となる。

以上は「環境経済学」といわれる立場から環境の定義づけと共に、地球的規模における自然的生活環境と社会的生活環境、その歴史的背景をもとりあげている。宮本憲一氏の同書「環境経済学」の一部を引用したものである。したがって同書の内容を未だ理解されていないために、とりあえずふれることは、さきに述べた「環境基本法」における基本的な「環境論」が「自然環境」にあることに、「社会的生活環境」を政治経済学の面からとりあげていることはきわめて有意義と思われる。なお、同書の「第一章、環境の危機と政治経済学」における「環境経済学の領域」では次のように述べている。「本書を『公害の政治経済学』ではなく『環境経済学』と名付けたのは、二つの理由がある。ひとつはすでにのべたように、環境と経済発展、環境問題、環境政策の三局面を体系的にあつかうためである。つまり、公害という経済の社会的諸結果（被害）を中心にあつかうのでなく、原因・結果・対策を総合的にあつかいたいということである。もうひとつは、公害だけでなくアメニティ問題をふくめて、広く環境問題をあつかいたいためである。」<sup>9)</sup> という。

「経済学」は学説史の面からも、社会科学の分野で、もっと早くから政治経済・社会経済等の体系が形成されつつあった。自然科学の分野から「環境問題」をとりあげる場合に、直接的に、例えば公害問題そのものに対応する方法論（学）は問題の性格に適合する各自然科学の専攻分野が連合して解決する。しかしそれは、直接的、具体的に「公害問題」の自然科学的問題の現象への対応にすぎない。

7) 宮本憲一著「環境経済学」（岩波書店、1995年）P. 55

8) 宮本憲一著「同上」P. 56

9) 「同上」P. 49

つまり、それで「環境問題」の理念・発生・対策・解決・政策等の幅広い諸問題が解決されるわけではない。この意味からすれば、すでにふれた「環境経済学」の問題意識より、環境と経済発展、環境問題、環境政策の三局面を体系化し、公害の原因・結果・対策を総合的にあつかうとしている。いわば社会科学の代表的分野としてきわめて要を得ているとも思われる。

しかしながら、以上の方法論をみとめながら、若干の問題点をとりあげておきたい。つまり、以上で述べてきた環境および環境問題・公害問題等と環境基本法・自然科学・社会科学・環境経済学等との関係を、やや断片的ではあったが、(それぞれの問題や対応・方法論等との関係について述べてきたが、) いずれも自然環境にからむ問題意識についてとりあげてきたにすぎないように思われる。いわば、環境に関する問題意識と社会科学的な対応のあり方も、自然環境に関する分野に焦点と視覚があったように思われる。このことは、あらためて「環境」そのものと社会科学的分野から対応する意義と方法論を基本的に考える必要があると考えられる。

### 3. 「環境」の学的意味と史的性格

ここでは、以上に述べた問題意識から別な側面より「環境」もしくは「環境問題」の意義をとりあげてみたい。もちろん前節までにとりあげたことには、以下に述べることが無関係ではなく、前提的にふくめられるであろうと思われる。つまり、あらためて「環境」(environment, Umgebung)という言葉の意義や本質的な問題、あるいは歴史的過程をもふれてみたい。考察のプロセスとして、当然ここでは「哲学」の概念からとりあげざるを得ない。いわば「環境」とは基本的に、人間の生活体(organism)が行動すべき場所の総体を意味する、という。ここで人間の行動を広い意味の心理的活動と解すると、環境

は生活体の内部の環境(inner environment)と生活体の外部の環境とは大別される。最広義にはこれらのすべてを環境というが、ふつう外部の環境をさし、生活体とは対立した概念として用いられる。したがって一生活体の性質がことなつた環境を通じてその後裔にあらわれるという意味で遺伝の概念とも対立する。心理的な種々な特質が遺伝によるか、環境によるかの問題がながく論議されたが、今日ではそれらの相互交渉やさらに高次の概念とみるべき場の構想に関心がよせられているという。すでにふれたが、環境とは、生活体(Organism)が、行動すべき場所の総体であるという言葉はスペンサー(H. Spencer)がフランス語から英訳して生物学の術語として用いたが、その後ラッツェル(F. Ratzel)やベルナル(C. Bernard)らによって真に生物学的・心理学的な言葉になったといわれる。この三者の活動は19世紀後半における倫理学原理、文化論、生理学、心理学等の形成に大きな役割を果すといわれるが、なお、スペンサー<sup>10)</sup>、ラッツェル<sup>11)</sup>、ベルナル<sup>12)</sup>に補足的な解説(注記)を付す。

以上のことから言えることから、次のよう

10) (Herbert Spencer, 1820-1903) については、周知のようにイギリスにて、ベーコン以来のイギリス経験論の集大成、A System of Synthetic Philosophy (総合哲学体系)を樹立した。それは1860~1896の間に全10巻を示し、とくに、第1~3巻に「生物学原理」、第4~5巻「心理学原理」、第7~8巻「社会学原理」、第9~10巻「倫理学原理」を公刊している。自然の生成より人間社会の道徳的原理を展開までを、すべて進化(evolution)の原理にもとづいた。スペンサーの特色は、全10巻に、物理・心理・社会・倫理の諸現象に進化論的方法を適用し、認識の相対性を主張している。

(H.Spencer : Social Statics, 1850. A System of Synthelic Philosophy, Programm, 1860. The Classification of the Sciences, 1864. The Study of Sociology, 1873, W.H.Hudson ; An Introduction to the Philosophy of Herbert Spencer, 1894. J.Rumney ; Herbert Spencer's Sociology, 1934)

な考え方が引用しうる。環境は生活体を中心としてみると生活体の構造や機能の制約を受け、特有な内容をもつ。生活体と機能的な関連をもつ統一的な外界としての環境は行動環境 (behavioral environment)、生態的環境 (ecological environment)、心理的環境 (psychological environment) などとよばれる。これに対し純客観的、物理的環境は地理的環境 (geographical environment) ともいわれる。地理的環境は同じでも生活体がかかるにすぎない、また同一個体でも時々状態の異なるにすぎない行動環境はことなっておりあらわれる。心理的環境は物理的、地理的な側面だけで行動に効果をもつという性質をそなえるわけではなく、社会的関係、概念的関係についてみられる。しかし、物理的環境や社会的な関係や論理的な体系がそのまま、行動に効果をもつのではないという意味でレヴィンは準物理的 (quasi-physical)、準社会的 (quasi-social)、準概念的 (quasi-conceptual) 環境を考える。生活体の外部の環境もまた内部の環境も生活体が生存に對

して適応するという性質をもつとみられてきたが、内部の環境についてはホメオスタシス (homeostasis) の成立などが研究されている。<sup>13)</sup>というのである。

以上の哲学的な面からの意義について、補足的説明を加えると、レヴィン (K. Lewin) はドイツ、アメリカの心理学者 (1890-1947) であり、渡米後「場の理論」にもとづく社会心理学の考究がむけられたという。<sup>14)</sup>また、ここでいうホメオスタシス (homeostasis, Homeostasis) は, homoio (均一の)+stasis (均衡状態) の意味からで、生体の基本的特徴を、内部環境の定常性に求めたことを意味するという。

なお、以上の哲学から派生される環境論の系譜を試的に図示すると (図・1) が考えられる。すでにふれた諸問題も適切とは思えない面があるが、いわば「環境」および「環境論」の内容を大要的に哲学的な側面からみようと試みたものである。とくに図示することも困難であり、表現的に不充分であるが、概要的な位置付けを試みようとした程度である。

なお同図に付記したのは「環境決定論」 (environmentalism) については「人間をはじめすべての有機体の存在状態 (心理・行動的など) の基本累計は、外界の諸条件、つまり環境によって因果律的に決定されるとい

11) (F. Ratzel, 1844-1904) は、物的な分化要素の形態上の類似を地理的分布からおさえ、民族と文化の移動の移動伝播論 (文化移動説) を唱えたという。これは「文化圏」 (Kulturkreis) が、種々の文化要素の特殊な形態が相関的に結合して存在する文化領域の総体をいうものとする。ラッツェルの後者として、フロベニウス (Leo Frobenius, 1844-1938) は文化圏を概念化し、文化史的民族学への道をひらいたという。その後アメリカ文化人類学のベネディクトの文化類型論の先駆でもあるという。

(Leo Frobenius ; Dir Westafrikamische Kulturkreis, 1898, J. Haeckel : Zum heutigen Forschungsstand der historische Ethnologie, 1956)

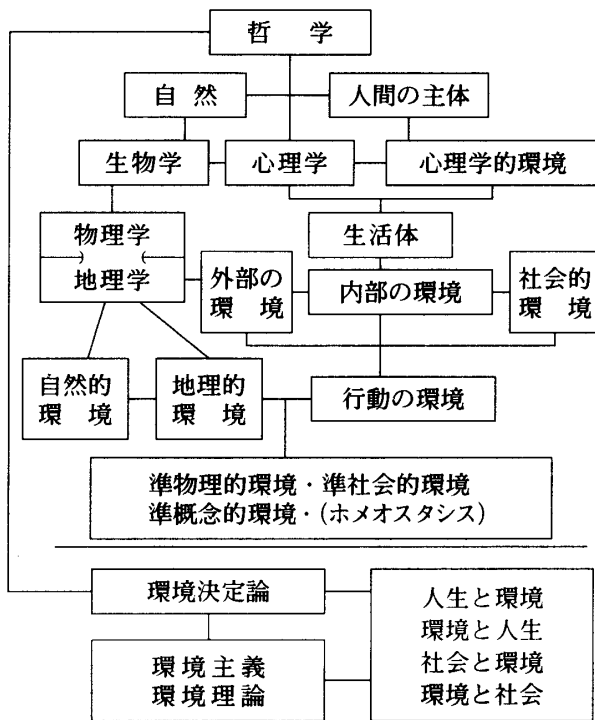
12) (C. Bernard, 1813-1874) はフランスの実験生理学者といわれ、その業績は、消化作用に関する膵臓機能の発見 (1843-48) をはじめ肝臓のグリコーゲン生成機転 (1850-53)、交感神経の生理作用 (1851)、その他で一般生理学の基礎を確立したという。

(C. Bernard ; Introduction à l'étude de la médecine expérimentale, 1865.)

13) 生体の基本的特徴を、内部環境の定常性に求めるもので、出発点が異なっても達成される結果は同一のものとなる同結果性、C. ベルナーの考え方をさらに発展させたという。

14) (Kurt Lewin, 1890-1947) は1927ベルリン大学員外教授、同年アメリカに亡命。渡米後のかれの関心はもっぱら場の論理にもとづく社会心理学の考究にむけられ、社会的場の力学的構成および成員または集団の示す社会的行動とその場の構造との因果関係を説こうとしたという。ベルリン学派のなかでも独自の位置を有し、アメリカ・日本にも大きな影響を与えたとされる。(主著、Der Begriff der Genese in Physik, Biologie und Entwicklungsgeschichte, 1922.)

(図・1)



う思想で、すでにプラトン、アリストテレス以来諸学者に問題とされ、とくに生理学や人文地理学などの個別科学的発展を促進せしめた。今日では極端な環境偏重は一元論的なドグマであって、人間の能力的な創造活動を否定するものとしてしりぞけられている。ただし遺伝と環境を対立概念におき、後者をより重視するいわゆる『環境主義』の立場からパヴロフの条件反射の生理学、ワトソンの行動主義心理学、文化人類学におけるパーソナリティ研究や文化生態学の方法論的基礎の一部として現代的な意味を担っている。いずれも人間に対する環境の重要性を認め、社会的環境や生態学的諸条件適応、文化の人間に対する影響を重要因子とみなしたものである。」<sup>15)</sup>

また一方の「環境理論」については、一般的に、環境によって人間生活を説明する理論

であるといわれている。こうした「環境理論」が、すでにふれた自然的環境に重点をおくものと、社会的環境を重視するものがあるとされ、いわば、それらの思想は非キリスト教的世界を非キリスト教的習俗、表象に対してはじめて大きく目をひらかせた啓蒙主義時代に重要視されたという。いわば、モンテスキュー (Charles Louis de Secondat, Baron de la Brède et de Montesquien. 1689-1755)<sup>16)</sup> やヴォルテール (本名、フランソワ・マリー・アルエ, Voltaire 1694-1778, Francois Marie Arouet)<sup>17)</sup> は、主として自然的、地理的環境から諸民族の文化的差異を説明したという。またヘルダー (Johann Gottfried von Herder, 1744-1803)<sup>18)</sup> は独自の風土史観を説いている。こうして19世紀には進化論の適者生存の思想と関連した環境理論が盛んになり、社会的制度をふくむ人間の諸文化が、生物の環境適応になぞらえて解釈され、環境の構造に対応する文化の類型が考えられたといわれる。

こうしたことから、「環境理論」は「一種の唯物論的学説であるが弁証法的唯物論の見地から否定される。後者によれば環境は人間

15) 「哲学事典」(平凡社) 昭和46年, P.266 (環境決定論, environmentalism)  
J.H. Steward; Theory of Culture Change, 1935.

16) (Charles Louis de Secondat, Baron de la Brède et de Montesquieu, 1689-1755) は周知の啓蒙思想者にして代表的なフランス法学者。De l'esprit des lois, 1748. (宮沢訳『法の精神』) は法学の発展に寄与し、歴史法学者、比較法学的、法社会的方法を適用、法学における社会科学著作としては最初のものでされている。

17) (Voltaire, 1694-1778) モンテスキューと共にフランス啓蒙主義の代表者。17世紀における二元論的な、したがって宗教的な傾向に(若い時代) 反対し、ヒューマニズムの倫理によって現実社会を論じた。(主著, Letters Philosophiques ou lettres sur les Anglais, 1734)

18) (Johann Gottfried von Herder. 1744-1803) はカントの感化をうけ、ゲーテとの交わりをもった。彼の哲学は、神秘主義的な色彩をややつよくおびたキリスト教ヒューマニズムの哲学ともいわれた。(主著, Sämtliche Werke, 33巻, B. Suphan編. 1877-1913. 他)

生活の必要かつ不変の条件の一つであるが決定的因子ではない。ある自然的環境が社会に及ぼす影響はその社会の生産力の発展度に依存し、たとえば風水の災害でさえ究極的には政治的災害であると説く。<sup>19)</sup>また社会的環境にかんする考え方も18世紀のフランス唯物論者によって注目され、社会的環境は人間の利害関係によって左右され——見解が世界を支配する——といわれた。つまり社会的な環境理論も環境をもって人間生活を一方的に決定する因子とみるものが多いといわれる。

以上の「環境決定論」と「環境理論」にかかわる問題は、それ以前にとりあげた「環境」という言葉の意義を「生活体 (organism) が行動すべき場所の総体」とし、——さらに学問的分野から、生活体の内部・外部、遺伝との関係から行動的環境、生態的環境、心理的環境、とするが、「生活体」と物理的環境(地理的環境)との関係も複雑な内容を示すとしている。したがって「環境決定論」は環境による因果律的に決定されるという考え方をどう信ずるかは別な問題である。いわば人間に対する環境の重要性を認め、社会的環境や自然的条件を——いわば人間と文化の関係を重要視し——総合化した「環境論」の形成が重要視されるべきである。いずれにしても「環境」論について、残念ながら用意周到な準備で説明ができたわけではなく、断片的な形ではあるが、先学者をとりあげながら人間の生活を各面より説明する理論(各時代における価値観によって唯心論もしくは唯物論的な考え方で人間生活を一方的に決定しようとする因子が多い)を不完全乍ら考えてみた。しかしこうした考察を現代社会と人間の環境問題の前提としておきたい。

#### 4. 社会科学と「環境」条件

前節では、「環境」の意味内容を学的な側

19) 「哲学事典」(前同) P. 266. (環境理論, Milieutheorie)

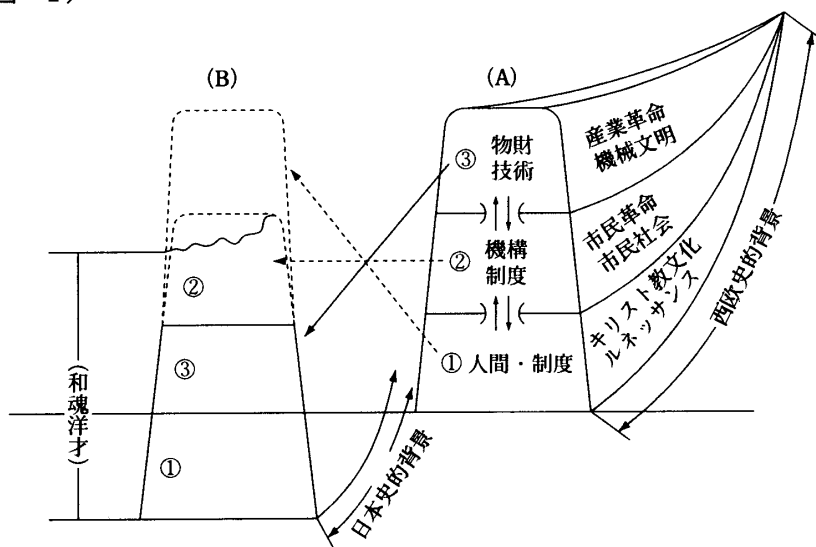
面より、若干に亘って考察してみたが、歴史的には、あらためていうまでもなくそれは哲学的な視角からみることになった。このことは他の研究分野から(例えば人文科学・社会科学・自然科学という分類から)みても基本的に、哲学は思惟を社会的現実のなかに批判的・体系的・全面的・徹底的に貫く性格をもつといわれている。この意味から前節でみた哲学の概念から「環境」は人間の生活体が行動すべき場所の総体を意味するという H. Spencer 以降の科学と、背景の哲学との関係は無視することはできない。思惟が心理的、道徳的条件に規定される(ギリシャ哲学)ことを自覚すると共に、その自覚を通して人間を解放するところに哲学の本質があるといわれる。しかし、哲学は科学と異なって、既成の事実や既成の対象をいずこにも有しておらず、哲学の対象は哲学の外部ではなく内部に属する哲学そのもののプログラムを有するものといわれる。<sup>20)</sup>

これに対し、周知のように「科学」(science, Wissenschaft)一般は、事物の構物や法則を探求する人間の理性的な認識活動やその所産としての理論的なもので、合理性、実証性をもたねばならない。「社会科学」(social science, Sozialwissenschaft)は19世紀になって、市民社会の確立とともに、歴史・理論・政策の部分をそなえるようになった。

問題は、哲学・科学・社会科学の性格をとりあげることが目的ではなく、いわば、経済学、社会学、経営学、商学等の共通的分野として「環境」の問題を考察しようとする前提的な整理を若干にみた程度である。したがって、とくにここで社会科学の分野から「環境」論をとりあげるのではなく、社会科学の一分野から「環境」問題を考えようとする。また前節でみた哲学的考察から、「環境」が「自

20) R. Niebuhr: Moral Man and Immoral Society a Study in Ethics and Politics 1932. J. De wey: Problems of Men, 1946.

(図・2)



出所：北見俊郎「都市と港」104頁

- 〔注〕 (1) 井下田猛著『環境科学論』(内田老鶴鶴園新社・発行) 昭和57年4月5日初版。第7章第3節「環境科学論形成の課題」(P.P. 221~222.) 〈図VII-4〉による。  
 (2) 上記出所は北見俊郎著『都市と港—港湾都市研究序説—』(同文館・発行) 昭和51年4月20日初版。(P. 104) による。

然」と「人間の主体」を土台として発想されながら、その後の自然科学・社会科学・人文科学の体系化が形成されてきた事情を述べた。

以上、不充分ではあるが、前節でのべた内容を背景にしつつ、環境科学論との関係を取りあげてみようとする。

(図・2)は「環境科学論」(井下田猛著)第7章の(3)「環境科学論樹立の視点」において、環境科学は国民生活の環境保障や環境の判断基準を確立するため現代科学の登場を必須とされている。とくに諸外国においては、「人間生活を取りまく環境にたいする破壊ないしは汚染状況を総括的、トータルにとらえて環境問題の観点から、生活現実の復権をめざそうとする模索がすでに定着しているといえよう。けれどもわが国社会にみられる文化受容の一般型は〈図VII-4〉に要約されるものを内包しがちである。つまり和魂をベースとして、これにマッチする図中(A)の②および③を洋才として逆な順序で輸入するとともに、これをわが国社会できわめて短期間に自

己のものへの消化するとともに、これをわが国社会ではきわめて短期間に自己のものへと消化するとともに新たに再生させたわけである。しかし、①の人間性を優位におくとらえ方は、当初来からとかく拒否ないしは軽視されたからこの図に示されるように、地下に埋没されたままとなった。このように、わが国社会の場合、とかく所与の所産、ないしは結論の導入には狂奔するものの、それが創出される根源的なものへの配慮やメンタルなものはそのまま捨象されがちであることが特徴的である。どうやら、ここに単に技術的・機械的ないしは即物的にのみものごとに対応することが第一義的にとらえられていることを物語っている。

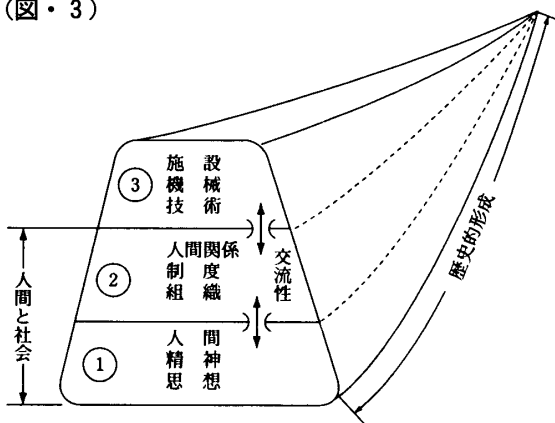
現実の環境内実があまりにも貧寒きわまらないときに、即物的・機械的にもこれと対応せざるをえないわけでもあるが、人間的・精神的なものへの考慮が捨象されたままに推移するとき、環境科学もまた体系化されないというべきだろう。人間尊重の思想性を欠くと



き、科学はその名に値しない偏<sup>ば</sup>なものであるからである。」<sup>21)</sup>という。

以上の「環境科学論」(井下田著)は昭和57年に刊行されており、すでにふれた「環境基本法」が検討される以前の社会的諸問題に対応する環境の科学論であった。本書における「環境科学論樹立の視点」として、わが国における文化導入の型が、人間性・思想性の拒否もしくは軽視したままで、日本の歴史における前期的価値観が地下に埋没されたため、機械的・即物的な一次的導入、社会的条件にも人間性・思想性もまた環境内実が貧寒きわまりなく、環境科学の非体系的を指摘されている、と理解できる。(図・2)(図中<図VII-4>)の(A)は欧米文化、(B)は日本文化を假定して、①人間・精神、②機構・制度、③物財・技術の総合性を文化としているが、「環境科学もまた体系化されないというべきであろう。人間尊重の思想性を欠くとき、科学はその名に値しない偏<sup>ば</sup>なものであるからである。」というのは、この図における①②③にかかわる環境が体系化・総合化されることによって環境科学が成立すると思われる。いわば、環境論一般において、わが国は③物

(図・3)

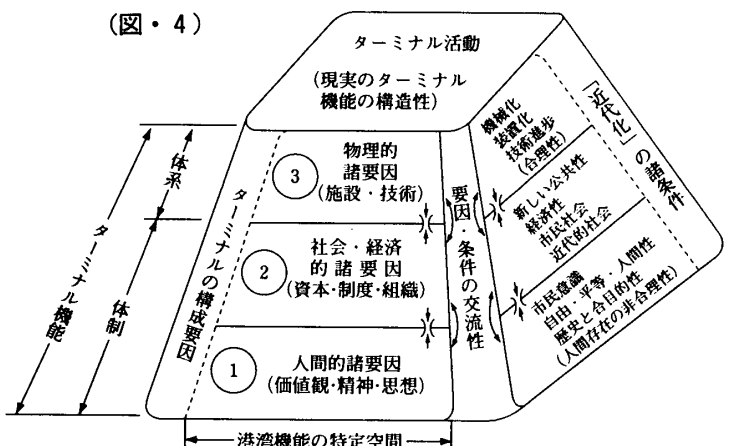


(注) 北見・荒木共著、「港湾社会」(成山堂)昭和50年、第1章、第2節、ターミナルとしての「港湾社会」7ページの図による。

財・技術にかかわる自然環境に重要視され、①②が軽視され、その分野にかかわる環境論が軽視されており、「科学はその名に値しない偏<sup>ば</sup>なものである」といわれるとも理解しうる。

以上において述べた「環境科学論」(井下田著)については断片的にとりあげた程度でもあるので、「環境科学論」の内容を十分に接してはいない。しかし、ここでとりあげようとするのは、[筆者が、『環境』に関心を持ちながら、『環境』に関する原稿を書くのは始めてであるが、その動機は、以上に述べた井下田猛著『環境科学論』VII-3『環境科学論形成の課題』(P.218以降)における(図・VII-4)に接したからでもあった。]井下田氏が筆者の拙著「都市と港——港湾都市研究序説——」,昭和51年4月・初版,同文館)第6章「市民生活と港の諸題」(P.104)に(図・2,交化と港の受容形態)として提示した図説を引用され、環境科学論の樹立視点とされた点は筆者にとって「環境科学論」への関心が強められることと、「環境」論に関連していたことに自覚させられた次第でもあった。さらにこの問題については、その基本的な点については、(図・3)(図・4)に示すように、(北見・荒木共著『港湾社会』成山堂,

(図・4)



(注) 北見・荒木共著、「港湾社会」(成山堂)昭和50年、第1章、第3節、ターミナルの構成要素と近代化の諸条件、10ページの図による。

21) 井下田猛著「環境科学論」(内田老鶴圃新社,昭和57年4月)P.221

昭和50年12月初版) 第1章, 「港湾における人間と社会」においては①人間・精神, ②組織・制度, ③物財・技術(あるいは自然・物財)の構造的関連性を『人間と社会』とはもちろん近代的な『市民社会』を前提としてのことであり, したがって人間像, 近代的な『人間関係』が十分に成長をしていないことを意味する<sup>22)</sup>としている。しかもこの前提では「社会科学もしくは社会学的『社会』認識は, それら個々の示し方にとらわれず, 全体的に『人間の結合』や『人間関係』がひろく社会として問題にされるにいたった経過——人間が封鎖的な地域や身分から解放されて近代的な『市民社会』を形成してきたという——を重要視し, それが絶対主義的な国家に対応して形成されてきた点にあるといわれている。<sup>23)</sup>

こうした個人と社会は, 歴史的にも生産力の発展につれて分業的にも, 階層的にも分化した社会が生まれ, コミュニティ (community) とアソシエーション (association)<sup>24)</sup>, 組成社会 (component society) と生成社会 (contituent society)<sup>25)</sup>, ゲマインシャット (Gemeinschaft) とゲゼルシャフト (Gesellschaft)<sup>26)</sup> 第一次集団 (primary group) と第二次集団 (secondary group)<sup>27)</sup>, 基礎社会

22) 北見俊郎, 荒木智種著「港湾社会」(成山堂, 昭和50年初版) P.7, ここでいう近代的な「人間と社会」とはもちろん世界史的な背景において「近代化」の諸条件を備えたもので, 特定の思想やイデオロギーに依存するものではない。なお, 詳細については, 北見俊郎著「港湾総論」(成山堂, 昭和47年初版, 第1~3章)における人間と経済社会, 経済文化, 合理化と近代化等について参照されることをのぞむ。

23) 北見・荒木著「港湾社会」(同上) P.2

24) R. Makiver : Society, its structure and change, 1931.

25) F. Giddings ; The Principles of Sociology, 1896.

26) F. Tönnies ; Gemeinschaft und Gesellschaft, 1887.

27) Charles H. Cooley ; Social Organization, a study of the larger mind, 1909.

と派生社会<sup>28)</sup>等々の類型化は, 前近代的社会と近代社会から生れる。(図・4)に示す①②の「人間と社会」の関係, つまり「人間関係」の近代化の基盤には, 「人間・精神」そのものの近代化が前提になければならない。また③施設・技術, もしくは自然・物財は, とくに(図・2)に示される「文化受容の日本の背景」の即物的・機械的の貧寒さをも意味する。さらに, この①②③の関係を(図・3)に示し, (ここではターミナル機能との関係であるが)一般的に, それらが交流性を持ち, 近代化の諸条件としての①②③の具体化をも示したものである。

## 5. 社会科学と「環境」論

やや断片的な取り扱い方があるが, 4節においては, 「環境」の哲学的な見方を背景にしながら, ①人間・精神, ②機構・制度, ③自然・物材(図示による表現等から若干内容上の表現に差があるが)等の性格別要素と①②③の交流性について述べてみた。この①②③の概念と関連性は, 3節における『環境』の学的意味と史的性格)の中で, H. SpencerからC. Bernardの過程で倫理学, 生理学, 心理学, 文化論等の展開が, 「環境」の哲学から発足し, さらに, 行動環境, 等から物理的環境, そして homeostasis への環境論とされている。こうした哲学から派生される環境論の系譜を(図・1)に試図したが, 「環境決定論」, 「環境主義」, 「環境理論」等が時代的に有為な人々によって, 人間および人間の思想・風土史観・価値観, 社会および社会の地理・制度・政治・文化論, 自然および自然と人間・社会, 生物・物・生産力等の諸関係が問われてきた。4節で述べた①人間・精神, ②機構・制度, ③自然・物財, それにふくめられる歴史的概念等が, 現実に体系的・総合的に「環境」を示しうるものと考えさせ

28) 高田保馬著「社会学概論」(岩波書店, 大正11年)「改訂社会学概論」(岩波書店, 昭和25年)

られる。また、「環境」を社会科学の分野から要約すれば人間・社会・自然の関連性をみることとも思われる。

したがって、社会科学の分野から人間論・文化論・社会論等の断面をみておくことは、「環境」論としての資料として必要とも思われる。地理学一般の分野からしても、人間・社会・自然の諸関係はそれらの交流が、地域・民族・歴史の過程から、人間論・文化論・社会論等を欧米や日本の歴史を背景として断面的にでも資料としてみておきたいと思う。もちろん、この断面的資料は、(若干の例としてとりあげる程度のものであるとするのは、)紙面や時間や能力の限界からである。

断面的資料の例として、とりあえずここで和辻哲郎、神島二郎、大塚久雄等の各氏をとりあげてみよう。和辻哲郎(1889-1960)は「日本精神史研究」(1926)、「風土——人間学的考察」(1935)、「倫理学」(全3巻)(1937-1949)、「人間の学としての倫理学」(1949)その他、多方面に亘る著作をもつが、和辻倫理学の名でよばれる体系とドイツ留学の所産といわれる「風土——人間学的考察」は、ハイデッカーの「存在と時間」から生れた著作といわれる。とくに時間性と空間性が人間の根源的な存在構造であることに注目し、実存論的立場より人間存在の風土的構造性を解明しようとしたユニークな業績とされる。(この『風土』にかかわる地理学の一環としては3節にふれたF.Ratzel等がかかわり合いをもっている。なお、これも断面的な印象にとどまるが、『日本精神史研究』とからんで、『鎖国——日本の悲劇』は、近世初頭における世界の情勢のなかで、日本の状況、境位と考察したもので『鎖国という言葉を選んだが、ここでは、国を鎖ざす行動を意味するのであって、鎖された国の状態を指すのではない。後者は前者の結果を示す。』も現代の環境論として印象に残る。)29)

神島二郎著「近代日本の精神構造」をもと

とする同氏の労作も印象に残る日本の環境論としての見方を考えさせられる。ここでも断面的な範囲でとりあげられる程度であるが、近代日本における精神構造について、天皇観や士族のエトス、官僚制の国民的大的浸透、さまざまな思想・制度・生活体系の雑然たる導入と並存、階級分化の進行と闘争の事情等から著者は、精神構造の見方を、きわめて単純でもあり、きわめて錯雑のようでもあるという。「しかし、このような錯雑混乱の状態は、主として日本における近代国家の形成がきわめて短期間に行なわれたことに帰着するようと思われる。注内① この速度が、広く政治、経済、社会および文化の諸部面に一見いちじるしい跛行性をもたらし、表面における近代性と基層における前近代性とを結果したと思われる。たしかに外国人から見れば、これでは『二階建の家に住んでいるようなもので、階下では日本的に考えたり感じたりするし、二階にはプラトンからハイデッカーにいたるまでのヨーロッパの学問が紐に通したように並べてある』し、『これでは二階と階下を往き来する梯子はどこにあるのだろうか」と疑問に思う』注内② のも、無理からぬことであろう。しかし、こういうギャップをつなぐ『梯子』がじじつあったればこそ、このような急速な近代化も可能だったのである。」30)同氏の労作は精神構造にもとづく政治・経済・社会の日本の構造をものがたるが、二階建ての構成、

29) 和辻哲郎著「風土—人間学的考察」(岩波書店, 1935) F. Ratzel ; Anthropogeographie. (1882-91. V.2)

和辻哲郎著「鎖国——日本の悲劇——」(筑摩書房, 昭和25年, 序文)

30) 神島二郎著「近代日本の精神構造」(岩波書店, 1989年27版) 序説P.11. なお引用文中「」注, ①Norman, E.H., Japan's Emergence as a Modern State-Political and Economic Problems of the Meiji Period, 1940. P.47. ②K. レーヴィット「ヨーロッパのニヒリズム」(Der europaische Nihilismus, von Karl Löwith, 1940)

「梯子」の関係は、筆者が(図・2)(図・3)(図・4)で述べたことと共通感があるように思われる。

次いで周知の「大塚史学」といわれる一連の労作は、第二次大戦後、日本近代史に対する反省の意識に有力な理論的、心情的な根拠を与えた日本近代史観であり、西欧資本主義の形成期の中に、その理論の検証の場を見出したという。大塚久雄氏の経済史学の体系や内容についてふれることは、ここでも筆者は専門外でもあるので、「大塚久雄著作集」からの主要な点を(注)<sup>31)</sup>に付記するにとどめる。ただ、戦中における「近代欧州経済史序説」から、戦後における「近代資本主義の系譜」、「宗教改革と近代社会」等々の労作にはM.ウェーバー、K.マルクスの理論との関連性が横たわっており、且つ内村鑑三の感化を経ると共に、日本の近代化問題、全人間的関心事が経済史研究の底に流れている。とくに「マックス・ヴェーバーにおける資本主義の精神」「プロテスタンティズムの理論と資本主義の精神」「宗教と社会」(以上第8巻)、「マルクス経済学における人間の問題」(以上第9巻)等については、「環境」論における人間・社会・自然の史的背景が示されており、とりわけ、M.ウェーバー(Max Weber, 1864-1920)はドイツの代表的な社会学者とされるように、学的活動は法学・経済学・歴史学等の広範囲に及び、カルヴィニズムにおける神と人間のように現実と主体は緊張した断絶関係にあるとみる。またプロテスタンティズムと資本主義の精神との関連、東洋と西洋の対する洞察、政治へのきびしい一貫性は、正

31) 大塚久雄著作集(岩波書店、昭和44年以降刊)第1巻(株式会社発生史論)、第2巻(近代欧州経済史論)、第3巻(近代資本主義の系譜)、第4巻(資本主義社会の形成、I)、第5巻(資本主義社会の形成、II)、第6巻(国民経済)、第7巻(共同体の基礎理論)、第8巻(近代化の人間の基礎)、第9巻(社会科学の方法)、第10巻(信仰と社会科学とのあいだ・補遺・その他)

に人間・社会・自然への近代的な合理性と合目的性を示すものと今さらに感銘をうける。<sup>32)</sup>

また一方で、K.マルクス(1818-1883)については、あえて記す必要もないが、マルクス主義(Marxism)として、学説全体の総称として、科学社会主義といわれ、基礎的な面では哲学の領域において少しふれたように弁証法的唯物論ないし史的唯物論、マルクス経済学(資本論)等で哲学的・社会科学的な理論にもとづく科学的社会主義の主張——総合的に一つの体系的な思想を形成する。言わばマルクスの世界こそが、その是非の問題をふくめて「環境」論の形成上、論理的に大きな役割を演ずることになる。<sup>33)</sup>

問題は日本における社会科学と「環境」論資料として三人の研究者をとりあげると共にヨーロッパのそれと関連する代表者としてM. Weber, K. Marxを補足的に接した。このヨーロッパ代表的としては、むしろイギリス思想家として、18世紀中頃のヒュームの哲学からのスミス、ベンサムにおいて、人間学的倫理学は国家論、経済論、法律論への展開がみられる。とくにアダム・スミス(Adam Smith, 1723-1790)はあえてとりあげる必要もないが、道徳学者であったスミスの、「国富論」や「道徳情操論」は正に近

32) Max Weber; Die Objektivität Sozialwissenschaftlicher und sozialpolitischer Erkenntnis. 1904. (富永、立野訳『社会科学方法論』岩波書店、1952)、Die Protestantische Ethik und der Geist des Kapitalismus, 1904. (梶出・大塚訳『プロテスタントの倫理と資本主義の精神』岩波書店、1955~65.)

Wissenschaft als Beruf. 1919. (尾高邦雄訳『職業としての学問』岩波文庫、1936)

Wirtschaft und Gesellschaft. 1921-22. (阿閉・内藤訳『社会学の基礎概念』角川文庫、1954) その他

33) 全集として、D.R.V. Adoratskii 編; Marx Gesamtausgabe, 12巻(1927-1935.). Institut f. Marxism-Leninismus beim ZK der KP d. Su 編, Marx-Engels Werke, 1956-? 『マルクス=エンゲルス全集、改造社刊、全27巻、37冊(1928-1935)。その他。

代資本主義や経済と人間の基本的なあり方を示した。スミスはその当時において、各個人の利己心が公平な第三者の同感を得られる枠の中で働くところに、正義の法・社会秩序の成立があり、社会における同情と利己心の間には矛盾はないとした。近代社会における基本的精神・自由と平等の関係が18世紀中頃に示されており、ヨーロッパにおける人間・思想・経済の近代的調和がすでに成立されているのに対して、(日本においては、スミス死後200年をむかえに1990年に、スミス研究者が『未だに日本はスミス以前である』と評した日本の人間・社会・自然の問題点や前期的事情を——「環境」論資料としては実に切実に示したものである。)日本における戦後半世紀の現状からスミスを再確認することがきわめて重要な基本的理念を示していると思われる。この問題は、これまでに述べてきた、和辻哲郎、神島二郎、大塚久雄からMax Weber, Karl Marx等の中には、以上にふれたAdam Smithの世界が本質的にかかわり合いを有しているといわねばならない。

以上に限られた代表的な資料を断面的に示したが、欧米諸国から日本における文化需要の内的事情や、日本における文化形成の歴史的性格をみると誠に(図・2)に示したようにアンバランスな環境の世界であることを再び感じさせられる。こうした社会科学の面から日本を見る文化の性格、人間の基本的なあり方に関係する欧米の研究者を短くとりあげて最後にしておきたい。

その一人は、キエルケゴール(Sören Kierkegaard. 1810-1855)で、デンマークの実存哲学者である彼の作品「死に至る病」(1849)が戦前より日本に紹介されつつも彼がいう、「絶望は罪である」、絶望こそが人間の自己表現で、人間はその罪で死ぬので、病気で死ぬのではないとする。キエルケゴールの言葉は、戦前においてキエルケゴール・ルネッサンスといわれながらも日本の人間に定

着していない。これとならんで、戦後日本に紹介されたベネディクト(Ruth Benedict)の「菊と刀——日本文化の型——」(The Chrysanthemum and The Sword, 1946)はアメリカの女流文化学者で、大戦中日本人と日本の社会・文化の研究をするどい形で形成させていた。女史が「文化型」(Cultural Pattern)の提唱者としては著名であり、日本人の心理学態度、行動、習慣、その他の内的意義と総合性、有機性から「日本文化の型」としている。基本的には日本人の「恥と罪」の意識が、先に述べたキエルケゴールの「絶望が罪である」以前にある「罪意識」の不自覚と「恥と名誉」が先行している文化・社会のアジア性(天皇家・国家観・個人・官僚・業界・政治・宗教)を「菊と刀」の「型」として集約している。

追加的に日本の人間・社会・自然の「環境」論的資料として、やや具体的に、また人間の生命と人格の基本的な姿をここでも断面的にして断片的にのべた程度である。問題は、以上に限られた時間と能力の中で、日本における「環境論」を社会科学の側面より形成する要因と、要因としての①②③の性格とその歴史的性格をふくめ体系化しうるのであるか——「環境」論的資料を提出したにとどめる。

## 6. おわりに

以上、各節でのべたことは、必ずしも各節毎に論理的一貫性があるわけではなく「環境論」が体系的に成立されているわけでもない。1節においては、現実な「環境基本法」の内容を説明しつつその存在価値を認めながら、「環境」用語の一般化に際して明確さを必要とした。2節ではそれを公害対策や自然環境保全等一連の対策として意義あるとしながら、歴史的には資本主義の発展過程における問題として問われてきたことでもあるが、「環境」用語の中で「環境経済学」の労作も有意義であり、かつ「学的体系」や「方法論」を考究

する必要があったとした。したがって、3節では、その「学的意味」と「史的性格」に及んだが、哲学とそれにもとづく研究分野から論じられる概要をとりあげた。とくに哲学と科学との関係と、社会科学の面から「環境」論を「環境科学論」の労作との関係で分析したが、過去における筆者の研究対象に対する方法論が「環境論」として用いられていたことから、その分析内容をとりあげ、「環境」条件と整理してみた。こうした4節までの内容が、「環境論」として形成されうとは思えない。したがって、あらためて「社会科学と『環境』論」として5節では若干のとりまとめを試みたが、重ねて「環境」論であって「社会科学的環境論」以前の分析であるとした。哲学と科学分野の系列をみると共に、「環境」の概念と体系をどこまで整理ができたのか、自信ももてない現状から、先学のす

ぐれた研究者の業績を貴重な資料として引用した。これも筆者にとっては「環境」論的資料として、いかに（人間・社会・自然）の体系と関連性を求めてゆくかである。

考えてみると「環境論」の学的内容が、どのように示されるのか。社会科学における人間の問題だけをとりあげても、スミスからマルクス、ウェーバー、だけで脳力の限界を覚ざるを得ない。したがって、きわめて力不足ではあるが、社会科学一般の分野から、（人間・社会・自然）にかかわる世界の体系化をどうまとめて「環境論」としうるのか、という課題がこの小誌で自ら与えられたように思われる。しかし限りある枚数と時間と脳力では、本稿が「環境」論資料としても、不十分であると知るので、次の論稿の準備上、未完としておきたい。